## 宮崎県北部広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

(令和5年2月27日条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、宮崎県北部広域行政事務組合(以下「組合」という。)の個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)に関し必要な事項を定めるとともに、組合が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、組合の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(個人情報の取扱い等の規定の準用)

第2条 延岡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第35号。以下「条例」という。)の規定は、組合の個人情報の取扱い等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えば、理事会が別に定める。

(審査会の設置)

- 第3条 次に掲げる行為を行うため、宮崎県北部広域行政事務組合個人情報保護審査会(以下 「審査会」という。)を設置する。
  - (1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査し、及び審議すること。
  - (2) 前条において準用する条例第7条の規定による諮問に応じて意見を述べること。

(審査会の委員)

第4条 審査会の委員は、延岡市情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成27年延岡市条例第37号)に規定する延岡市情報公開・個人情報保護審査会の委員をもって充てる。

(審査会の規定の準用)

第5条 延岡市情報公開・個人情報保護審査会設置条例(第1条第1号、第2号、第5号、第6号、第2条第2項及び第3項の規定を除く。)は、審査会について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。